

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令要  
綱

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附  
則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年六月一日とすること。